

東村山市立社会福祉センター指定管理に関する質問及び回答

【項目】 (ページ等)	【質問】	【回答】
実施要領 P.3 指定管理料	指定管理料の請求に関しては月単位になると思うが、年間契約金額の1/2回分割とし、精算はしないのか	原則、精算は行いません。 なお、市と指定管理者の責任分担は協定書別紙4のとおりです。
実施要領 別紙7 事業積算書	事業積算書の作成にあたり、一般経費は計上可能か	可能です。
福祉作業所の管理運営に関する仕様書4(3)	現在受注している受注先から継続して受注することは可能か。	平成30年度までの指定管理者と取引のあった事業者をご案内することは可能です。なお、その後の交渉等は直接行っていただくこととなります。
就労サポートセンター運營業務及び地域交流スペースの活用に関する仕様書7	託児所でお預かりする幼児について年齢制限はあるのか。また、保護者が会社面接に行く際等に預かりすることを想定する必要はあるか。	年齢制限については、今後、指定管理者と協議の上、決定したい。 また、保護者が会社面接に行く際等に預かることは想定していません。
就労サポートセンター運營業務及び地域交流スペースの活用に関する仕様書11	職業紹介責任者の配置とあるが、職業紹介の許可を受けていない事業者でも受託は可能か。	不可となります。 ただし、事業開始時までには職業紹介の許可を受けることができれば可能です。